

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

各 都道府県衛生主管部（局） 御中
都道府県民生主管部（局）
（墓地埋葬行政担当・生活保護行政担当）

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
厚生労働省社会・援護局保護課

身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について

標記については、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）において、次のとおりとされたところです。

- ・ 「市町村（特別区を含む。以下同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、（中略）市町村が、相続財産管理制度（民法 952 条）又は弁済供託制度（民法 494 条）を活用して遺留金銭等処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和 2 年度中に通知する。」

今般、同対応方針を踏まえ、当省及び法務省において、別添のとおり「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」を作成したので、執務の参考として活用いただくとともに、管内市町村に対する周知をお願いします。

なお、同手引の作成に先立ち、昨年7月、市町村長が行う火葬等に要した費用を遺留金等により充当する事務に関する調査を実施したところですが、今般、その結果を参考資料のとおり取りまとめたので、合わせて送付します。